閲覧用

# 「福島市消費生活基本計画（令和９年度～令和１２年度)」（素案）策定ポイント

## １　基本計画策定の目的

「福島市民の消費生活を守る条例」の基本理念の達成に必要な施策を総合的かつ計画的に実施するため、令和８年度で満了となる現基本計画について、現状を分析するとともに、上位計画である【国】消費者基本計画、【県】福島県消費者教育推進計画を勘案し、新たな社会経済情勢や消費者を取り巻く環境の変化に対応した「福島市消費生活基本計画（令和９年度～１２年度)」を策定するものです。

## ２　基本計画の構成

第１章　計画の策定について

第２章　消費者を取り巻く現状

社会構造の変化やデジタル技術の急激な進展など消費者を取り巻く環境が急激に変化。

第３章　福島市消費生活基本計画（令和３年度～令和８年度）評価

第４章　計画の基本的方向

消費者を取り巻く現状に対応した課題への取組。

第５章　施策の体系

第６章　計画推進のための施策

各種施策について

基本方針Ⅰ.Ⅱにおける指標

計画の実効性を高めるため、主な目標指標（KPI）を設定。

## ３　基本計画の特徴

基本計画は、「安全で安心できる消費生活の確保」と「環境保全に配慮した循環型消費生活の形成」を図り、消費者が自ら判断し行動する「消費者力」向上のための消費者教育の推進、なりすまし詐欺や悪質商法被害の未然防止対策の強化、循環型消費生活の形成の推進を目的としています。

## ４　基本計画の重点課題

（１)消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施

ライフステージに応じた体系的な消費者教育の実施。気づく力・断る力・相談する力といった「消費者力」を高めるため、小・中学校等への出前講座や各種イベントでの啓発活動の推進。

（２)消費者被害の防止

なりすまし詐欺や悪質商法被害の未然防止対策の強化。

（３)配慮を要する消費者等の見守りの推進

高齢者や障がいのある方だけでなく、若年者や外国人など、誰もが消費者トラブルに巻き込まれる可能性があることを踏まえ、それぞれの状況や特性に応じた柔軟な対応と見守りの推進。